

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)重要事項説明書

1. 当事業所の法人概要

法人名	医療法人社団 和敬会
所在地	兵庫県三木市大塚1丁目5番89号
連絡先	TEL：0794-83-3316 FAX：0794-83-2158
法人格	医療法人
代表者	理事長 足立憲昭
法人が行う業務	病院・居宅療養管理指導・訪問リハビリテーション・訪問看護・訪問介護 地域密着型通所介護・居宅介護支援・サービス付き高齢者向け住宅

2. 事業所の概要

(1) 事業所名	さかえ病院
所在地	神戸市西区押部谷町栄 191-1
指定事業所番号	2815203886
連絡先	TEL：078-994-1202 FAX：079-994-4989
管理者	山下 義信（協和病院医師兼務）
営業日	平日（土曜・日祝日、12月30日～1月3日は休業）
営業時間	午前 9:00～午後 5:00
実施地域	神戸市西区・三木市の一部（緑が丘・志染町）

(2) 当事業所の整備概要

定 員	20名
デ イ ル ー ム	66.90㎡
送 迎 車	3台
浴 室	一般浴層および特殊浴槽
機能訓練機器	平行棒・マシントレーニング機器 他リハビリ機器

3. 事業所の運営方針

利用者の方が自立した居宅での日常生活を一日でも長く継続できるように支援します。
また、介護者に家庭での介護方法の指導を行い、ご家族様の身体的・精神的負担が軽減できるような事業所を目指します。

4. 従業員およびサービス内容・費用

(1) 事業所の職員体制

職 種	常勤	非常勤	合計
管理者(医師)	1		1
療法士	1		1
看護師		2	2
介護職員	4	5	9
管理栄養士	1		1

(2) 事業所のサービス内容

健康管理チェック	サービス提供当日に利用者様から健康状態をお聞きし、 血圧・体温・脈拍等を測定いたします。
送 迎	希望者の下端は、リフト付き送迎車にて送迎をいたします。 ご自宅付近の道路状況にもよりますが、できる限りご自宅前まで送迎いたします。
入 浴	ご利用者様の健康状態に応じ、入浴介助をいたします。 また、特殊浴槽にて車椅子の方にも安心して入浴いただけます。
食 事	バランスを考えた昼食とおやつを提供いたします。 また、希望によりお粥・刻み食もご準備いたします。
リハビリテーション	医師の指示に基づき、療法士が利用者様の状態に合わせた運動を実施いたします。
レクリエーション	リハビリを兼ねたゲーム等をグループで楽しんでいただけます。 趣味活動も行っていただけます。

(3) サービスの費用

■通所リハビリテーション利用料

要 介 護 1	6 2 2 円/日
要 介 護 2	7 3 8 円/日
要 介 護 3	8 5 2 円/日
要 介 護 4	9 8 7 円/日
要 介 護 5	1,1 2 0 円/日

- ・入浴および介助浴料 4 0 円/日
- ・栄養改善加算（対象者のみ） 2 0 0 円/日

■リハビリテーション提供体制加算（5時間以上6時間未満）

要介護 1 ～ 5 共通 2 0 円/日

■リハビリテーションマネジメント会議加算（イ）

6月以内 560円/月

6月超 240円/月

■サービス提供体制強化加算Ⅱ

要支援1 88単位/月

要支援2 176単位/月

要介護①～⑤ 18単位/日

■介護予防通所リハビリテーション利用料

要支援1	2,268円/月
要支援2	4,228円/月

■介護保険給付対象外サービス

- ① 昼食代（おやつ代含む） 650円/日
- ② 教養娯楽費 100円/日（行事・レク教材費）
- ③ おむつ代 180円/枚
- ④ 連絡帳 300円/冊

■キャンセル料について

① キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求いたします。	
	当日キャンセルのみ	利用料自己負担分の100%
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院などやむを得ない事情がある場合には、キャンセル料は請求いたしません。（昼食に関しては当日の9時までのご連絡頂ければキャンセル可能です）		

■送迎料：通所リハビリテーション利用料に含む

■介護職員等処遇改善加算

基本サービス料に各種加算減算を加えた総単位数に、加算率8.6%を乗じた単位数の負担割合証に記載の割合が自己負担になります。

5. 利用料のお支払い方法

毎月15日までに前月分の利用料明細書を発行しますので、その月の25日までにお支払いください。

尚、お支払い方法は、現金・銀行振込の2通りがありますので、契約の際にお選びください。

銀行名	みなと銀行
支店名	三木支店
口座種別	普通
口座番号	1754337
口座名義	リョウホジツヤダシワカイリジチョウアダチリアキ 医療法人社団 和敬会 理事長 足立憲昭
その他	お振込みの際の手数料は、利用者様負担となります

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

通所リハビリ計画作成時に契約を結び、サービス提供を開始いたします。

※ 居宅サービス計画を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者様の都合で、サービスを終了する場合

サービスの終了を希望される日の1週間前までにお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了1ヶ月前までに文書でご通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくとも自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設に入所された場合
- ・介護保険給付でサービスを受けておられた利用者様の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合。

④ その他

- ・当事業所が秘密義務に違反した場合、利用者様や家族様に社会通念上の逸脱する行為を行った場合、利用者様は解約の通知をすることによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者様がサービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金の支払を催促したにもかかわらず7日以内にお支払いがない場合、利用者様が入院もしくは病気で、3ヶ月以上サービスが利用できない状態にある場合。また、利用者様や家族様が当事業所の従業員に対し、本契約を継続しがたい背信行為を行った場合は文章で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

7. サービス利用にあたっての留意事項

(1) 送迎時間

道路状況等により送迎時間が前後する場合がありますので、ご承知おきください。
病院受診時の送迎は提供できませんので、ご了承ください。

(2) 自然災害によるサービス中止

台風・地震・積雪等により、サービスを中止又は時間を変更する場合があります。

(3) 体調不良時によるサービス中止

サービス利用中に体調不良が生じた場合、サービスを中止し、病院に受診をしていただいた後に、ご連絡をさせていただきます。

(4) 貴重品

貴重品はお持ちにならないようにお願いします。

8. 利用相談窓口（苦情相談）

■当事業所の相談窓口（苦情相談）

- ・連絡先 078-994-1202
- ・担当者 出谷 順子
- ・相談窓口時間 月曜日～金曜日 9:00～16:00
- ・相談方法 電話・対面・文書

■介護保険の相談窓口（苦情相談）

○介護保険サービスの苦情

兵庫県国民保険団体連合会 連絡先：078-332-5617

○介護保険全般に関するお問い合わせ

神戸市介護保険テレフォンセンター 連絡先：078-221-4165

○介護保険サービスの質や契約上のトラブルについて

神戸市生活情報センター 連絡先：078-371-1221

9. 秘密保持

(1) 事業所の従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者又はその家族に関する秘密は、利用者及び家族の承諾なく第三者への情報提供は行いません。

ただし、以下で示す範囲及び法律により情報開示が求められる場合には、法律やガイドラインに沿った開示を行う場合があります。

- ① 福祉及び介護サービス事業者等の関係団体との連携
- ② 医療機関からの照会への回答
- ③ 利用者様の診療のための、医師への提供
- ④ その他、医療提供に関する利用
- ⑤ 賠償責任保険などに係る専門団体、保険会社等への相談・届出

(2) 事業者は利用者及び家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、第三者に個人情報提供は

たしません。

10. 損害賠償

事業者はサービスの提供に伴い事業者の責に帰すべき事由により、利用者又は家族の生命、身体又は、財産に損害を及ぼした場合には、加入してあり保険会社を通じ、その損害を賠償します。

11. 非常災害対策

防災基準に従った設備を整え、今日病院通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)運営規程の定め通りの、安全かつ安心してご利用いただけるように努力いたします。

12. 衛生管理及び従業者等の健康管理等

事業所は使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとし、また従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

13. 暴力団等の影響の排除

事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

14. 人格の尊重

事業所は、当該事業を利用する利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護保険居宅サービスを提供しなければならない。

15. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

16. 身体拘束等の適正化

事業所は利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。ただし、身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間その際の利用者の心

身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

19. ハラスメント対策

事業所は適正なサービス提供を確保する観点から、職場におけるハラスメント対策を行い、従業員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

20. 業務継続計画

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定しなければならない。また、業務継続計画に従い必要な措置を講ずることとする。

21. 記録の整備

事業所は従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。また、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

22. 信義誠実の原則

利用者様と事業者は、信義誠実をもって契約を履行するものとします。

この契約に定めない事項については、介護保険に関する法令、その他諸法令の定めるところを厳守し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

23. 裁判管轄

利用者と事業所は、この契約に関して起訴の必要が生じた場合には、利用者様の所在地を管轄とする裁判所を第一審裁判所とする事にあらかじめ合意します。

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供開始にあたり、利用者に対し本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

説明年月日 令和 年 月 日

事業者	所在地	神戸市西区押部谷町栄 191-1
	名称	さかえ病院 (印)

説明者

私は、本書面により事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名

家 族 氏 名

(又は代理人) 氏 名
